

令和6年度

# 浜松市の市税のすがた

～ 令和5年度市税決算の状況 ～

浜 松 市

# 目 次

<b>I</b>	<b>浜松市の税のあらまし</b>	<b>3</b>
1	はじめに	3
2	浜松市の税	4
3	令和5年度市税の決算状況	8
(1)	収入額の状況	8
(2)	収入率の状況	10
(3)	累積滞納額の状況	11
(4)	累積滞納額の推移	12
(5)	不納欠損処理の状況	13
<参考>	令和6年度市税予算の概要	14
<b>II</b>	<b>統計からみた浜松市の税</b>	<b>15</b>
1	過去5年間の決算の特徴	15
(1)	税目別収入額の推移	15
(2)	収入額、収入率の推移	20
<b>III</b>	<b>持続可能で安定的な税務行政への取組</b>	<b>22</b>
1	収入率向上への取組	22
2	市税滞納削減アクションプラン	23
3	令和5年度取組	24
(1)	税収確保に向けた挑戦	24
(2)	新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦	28
4	令和5年度実績	31
(1)	個人市民税納期内収入率	31
(2)	累積滞納額	31
(3)	現年分収入率	31
<b>IV</b>	<b>国・県との関わり</b>	<b>32</b>
1	国と地方の税体系	32
2	市域内税収について	33
3	国に対する要望活動	34
4	国との連携（主な取組）	35
5	県との連携（主な取組）	39

## <注意>

本文中の表・図は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しないことがあります。  
QRコードの商標は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## I 浜松市の税のあらまし

### 1 はじめに

市民税（個人・法人）、固定資産税等の市税は、令和5年度浜松市一般会計決算で歳入額の約36%を占めます。市税は、保健福祉・教育・まちづくりをはじめ、様々な市民サービスを継続的に提供するための財源として、広く市民の皆様にご負担いただくものであり、公平で適正な賦課徴収を行わなければなりません。

本市では、平成19年度（2007年度）以降、「市税滞納削減アクションプラン」に基づき、収入率向上・滞納額削減に向けた様々な取組を行ってきました。

令和元年度には、「第5次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、これまでの対策に加え、税務行政の将来を見据えた中長期的な視点での取組を進めています。

制度改正はもとより、デジタル化、多文化共生社会の進展、人口減少・少子高齢化の進行、気象災害の激甚化・頻発化や円安・物価高の進行など、市税を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中でも「まち・ひと・しごと」を創生する「もっと元気なまち浜松」の実現に向けて、自主財源である市税収入の安定的確保に努めてまいります。

この「市税のすがた」は、市民の皆様にも市税の概要や決算状況等をわかりやすく公表することで、市税への理解を深めていただくことを目的として作成しています。

## 2 浜松市の税

## (1) 市民税

## 個人市民税

1月1日現在に市内に住所がある人などに課される税

一定以上の所得がある人に一律に課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「所得割」がある。

(単位：人、千円)

区分	納税義務者数			調定額		
	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減	③ 令和5年度	④ 令和4年度	③-④ 増減
普通徴収	101,803	101,310	493	13,419,727	12,912,898	506,829
年金特別徴収	55,548	55,808	△260	2,482,212	2,466,720	15,492
給与特別徴収	293,806	290,253	3,553	50,448,274	49,171,240	1,277,034
合 計	425,538	422,273	3,265	66,350,213	64,550,858	1,799,355

※徴収方法が重複する納税義務者もいるため、徴収区分ごとの人数の合計値と表中の合計欄の値は一致しない。

## 法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に課される税

資本金等の額や市内従業者数に応じて課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「法人税割」がある。

(単位：社、千円)

区分	納税義務者数			調定額		
	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減	③ 令和5年度	④ 令和4年度	③-④ 増減
法人	22,327	22,168	159	8,989,850	10,236,868	△1,247,018

【各税目の詳細】 個人市民税 市税のすがた「資料編」 P16～P22

法人市民税 市税のすがた「資料編」 P16～P17、P23～P28

## (2) 固定資産税

1月1日現在の固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課される税

(単位：人、千円)

区分	納税義務者数			課税額		
	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減	③ 令和5年度	④ 令和4年度	③-④ 増減
土地	225,939	224,706	1,233	18,771,765	18,712,178	59,587
家屋	252,161	250,819	1,342	26,196,199	25,593,962	602,237
償却資産	14,436	14,177	259	11,031,400	10,693,215	338,185
国有資産等 所在市町村交付金	10	11	△1	131,815	133,613	△1,798
合計	492,546	489,713	2,833	56,131,179	55,132,968	998,211

※課税区・土地・家屋・償却資産で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

## 【税制改正の内容】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等に係る税制上の措置（コロナ特例）

令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とする特別な措置が終了した。(土地)

## (3) 軽自動車税

軽自動車等に課される税

4月1日現在の原動機付自転車、オートバイ、軽自動車等の所有者に課される「種別割」と、軽自動車の取得時に課される「環境性能割」がある。

(単位：台、千円)

区分	課税台数			調定額		
	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減	③ 令和5年度	④ 令和4年度	③-④ 増減
種別割	332,129	329,065	3,064	2,558,375	2,485,372	73,003
環境性能割	6,425	7,536	△1,111	146,776	160,279	△13,503

【各税目の詳細】	固定資産税	市税のすがた「資料編」	P29～P35
	軽自動車税	市税のすがた「資料編」	P36～P37

(4) 市たばこ税

たばこ製造業者や輸入業者などが市内小売店にたばこを売り渡すときに課される税

(単位：本、千円)

区分	売渡本数等			調定額		
	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減	③ 令和5年度	④ 令和4年度	③-④ 増減
市たばこ税	754,510,994	751,377,284	3,133,710	4,943,556	4,923,024	20,532

(5) 鉱産税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に対し課される税

(単位：トン、千円)

区分	産出量			調定額		
	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減	③ 令和5年度	④ 令和4年度	③-④ 増減
鉱産税	30,810	33,081	△2,271	22	23	△1

(6) 入湯税

鉱泉浴場（温泉利用施設）の入湯客に対し課される税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区分	入湯客数			調定額		
	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減	③ 令和5年度	④ 令和4年度	③-④ 増減
入湯税	655,188	594,709	60,479	98,278	89,206	9,072

【各税目の詳細】	市たばこ税	市税のすがた「資料編」	P38～P39
	鉱産税	市税のすがた「資料編」	P38～P39
	入湯税	市税のすがた「資料編」	P38～P39

**(7) 事業所税**

市内の事務所・事業所で、法人や個人が行う事業に対し課される税  
事業所等の床面積に対して課される「資産割」と、従業員の給与総額に対して課される「従業者割」がある。

都市環境の整備や改善に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区分	納税義務者数			調定額		
	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減	③ 令和5年度	④ 令和4年度	③-④ 増減
資産割	1,412	1,407	5	4,541,006	4,501,930	39,076
従業者割	271	264	7	996,974	975,394	21,580
合計	1,683	1,671	12	5,537,980	5,477,324	60,656

**(8) 都市計画税**

1月1日現在の市街化区域内の土地・家屋の所有者に課される税

街路、公園、下水道整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区分	納税義務者数			課税額		
	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減	③ 令和5年度	④ 令和4年度	③-④ 増減
土地	133,569	132,987	582	3,841,317	3,830,132	11,185
家屋	150,237	149,557	680	3,791,644	3,724,953	66,691
合計	283,806	282,544	1,262	7,632,961	7,555,085	77,876

※課税区・土地・家屋で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

**【税制改正の内容】**

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等に係る税制上の措置（コロナ特例）

令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とする特別な措置が終了した。（土地）

【各税目の詳細】	事業所税	市税のすがた「資料編」	P40
	都市計画税	市税のすがた「資料編」	P29

## 3 令和5年度市税の決算状況

## (1) 収入額の状況

(単位：百万円、%)

		① 令和4年度 決算額	② 令和5年度 最終予算	③ 令和5年度 決算額	④=③-① 決算 増減額	④÷① 決算 増減率	③-② 予算 増減額
市民税	個人	64,542	66,155	<b>66,315</b>	1,773	2.7	160
	法人	10,256	8,644	<b>9,023</b>	△1,233	△12.0	379
固定資産税		55,092	55,890	<b>56,125</b>	1,033	1.9	235
軽自動車税		2,644	2,688	<b>2,702</b>	58	2.2	14
市たばこ税		4,923	4,920	<b>4,944</b>	21	0.4	24
事業所税		5,476	5,503	<b>5,538</b>	62	1.1	35
都市計画税		7,550	7,610	<b>7,632</b>	82	1.1	22
入湯税・鉱産税		99	90	<b>94</b>	△5	△5.1	4
合計		150,582	151,500	<b>152,373</b>	1,791	1.2	873

※現年課税分と滞納繰越分の合計額

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

## 《令和4年度との比較》

## 市税収入額 1,524 億円 (令和4年度比 +18 億円)

## 個人市民税：663 億円

給与総額及び給与所得者の増などにより、約18億円の増

## 法人市民税：90 億円

主に製造業の収益減により、約12億円の減

## 固定資産税：561 億円

農地から宅地などの地目変換による価格の上昇、家屋の新增築分の加算及び企業の設備投資による償却資産の増などにより約10億円の増

**軽自動車税：27 億円**

軽四輪自動車の登録台数の増及び旧税率から新税率への移行などにより、約 0.6 億円  
の増

**市たばこ税：49 億円**

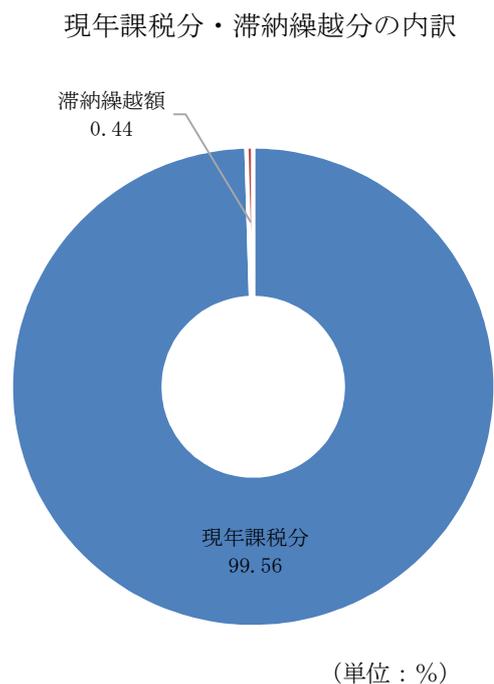
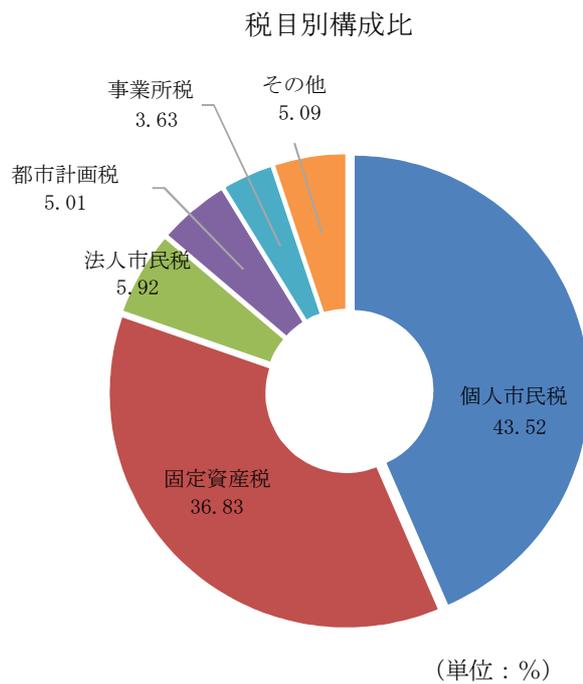
売渡本数の増加により、約 0.2 億円の増

**事業所税：55 億円**

工場の増設及び従業者数の増により、約 0.6 億円の増

**都市計画税：76 億円**

農地から宅地などの地目変換による価格の上昇、家屋の新增築分の加算などにより  
約 0.8 億円の増



## (2) 収入率の状況

(単位：百万円、%、ポイント)

		① 令和5年度 調定額	② 令和5年度 収入額	③=②÷① 令和5年度 収入率	④ 令和4年度 収入率	③-④ 増減
市民税	個人	66,350	65,873	<b>99.28</b>	99.22	0.06
	法人	8,990	9,008	<b>100.21</b>	100.04	0.17
固定資産税		56,131	55,949	<b>99.68</b>	99.63	0.05
軽自動車税		2,705	2,689	<b>99.39</b>	99.36	0.03
市たばこ税		4,944	4,944	<b>100.00</b>	100.00	0.00
事業所税		5,538	5,532	<b>99.89</b>	99.89	0.00
都市計画税		7,633	7,608	<b>99.67</b>	99.63	0.04
入湯税・鉱産税		98	94	<b>95.36</b>	100.00	△4.64
現年課税分計		152,389	151,696	<b>99.55</b>	99.50	0.05
滞納繰越分		1,804	677	<b>37.51</b>	37.24	0.27
合 計		154,193	152,373	<b>98.82</b>	98.71	0.11

※収入率は、円単位で計算

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

## 《令和4年度との比較》

## 市税収入率（全体）：98.82%

現年課税分及び滞納繰越分の収入率が上昇したことにより、0.11ポイントの増

## 現年課税分収入率：99.55%

新たな滞納を発生させない取組により、0.05ポイントの増

## 滞納繰越分収入率：37.51%

滞納処分による徴収と適切な執行停止により、0.27ポイントの増

## (3) 累積滞納額の状況

(単位：百万円)

	① 令和5年度	② 令和4年度	①-② 増減
A 前年度末の滞納繰越額	1,799	1,954	△155
B Aのうち、収入額	677	724	△47
C 執行停止額	110	190	△80
D 時効額	29	29	0
E 調整額（調定減）	7	△9	16
F 新規滞納繰越額	749	797	△48
G 年度末累積滞納額 A-B-C-D+E+F	<b>1,739</b>	1,799	△60
H 累積滞納額の増減 G-A	△60	△155	-

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

## 科目別内訳

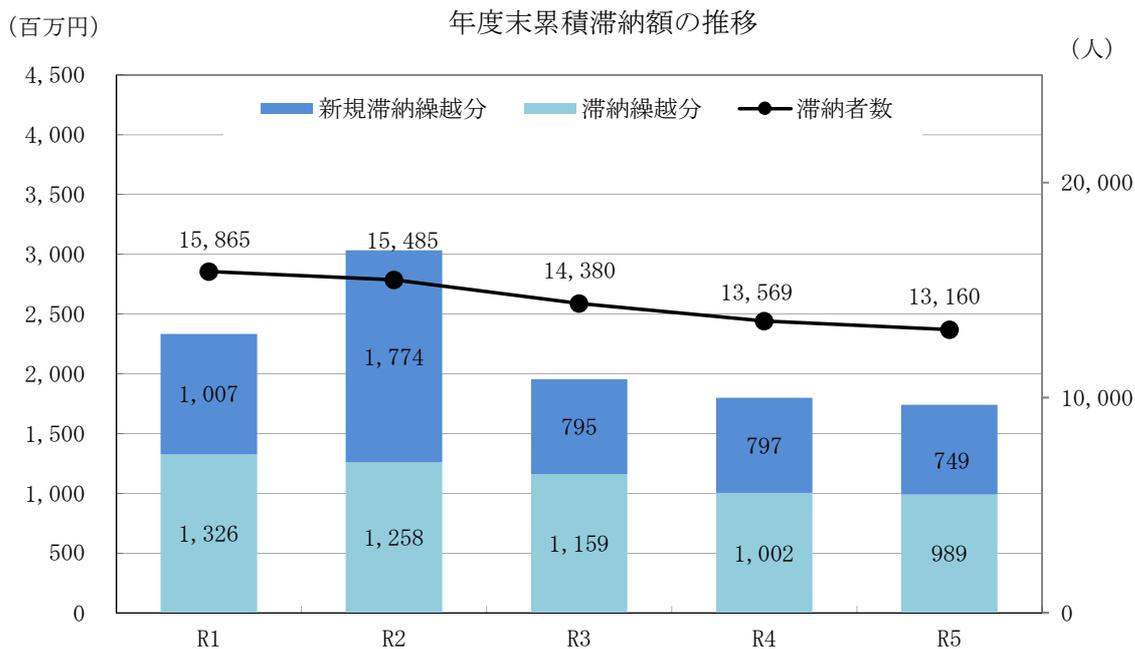
(単位：百万円、%)

		令和5年度		令和4年度		①-② 増減
		① 税額	構成比	② 税額	構成比	
市民税	個人	1,117	64.23	1,162	64.59	△45
	法人	42	2.42	41	2.28	1
固定資産税		461	26.51	476	26.46	△15
軽自動車税		44	2.53	46	2.56	△2
事業所税		8	0.46	8	0.44	0
都市計画税		63	3.62	66	3.67	△3
入湯税		5	0.29	0	0.00	5
合計		<b>1,739</b>	100.00	1,799	100.00	△60

※割合は、円単位で計算

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

(4) 累積滞納額の推移



《令和4年度との比較》

**令和5年度末滞納繰越額 17.4億円 (令和4年度比 △0.6億円)**

ア 新たな滞納を発生させない取組、滞納処分による徴収と適切な執行停止により、年度末累積滞納額は約0.6億円減となった。

イ 年度末時点の滞納者数は、409人減の13,160人となった。

(5) 不納欠損処理の状況

(単位：件、千円)

	① 令和5年度		② 令和4年度		①-② 増減	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
調定額 (現年課税分+滞納繰越分)	-	154,193,454	-	152,554,547	-	1,638,907
不納欠損 <sup>1</sup> (調定額に占める割合)	7,807	143,077 (0.09%)	14,046	226,108 (0.15%)	△6,239	△83,031
消滅時効	時効完成	295 4,425	226	2,081	69	2,344
	執行停止中 時効完成	1,404 25,142	2,192	27,065	△788	△1,923
滞納処分 <sup>2</sup> の	執行停止 3年継続	3,698 78,741	8,968	155,814	△5,270	△77,073
執行停止	即時 不納欠損	2,410 34,769	2,660	41,148	△250	△6,379

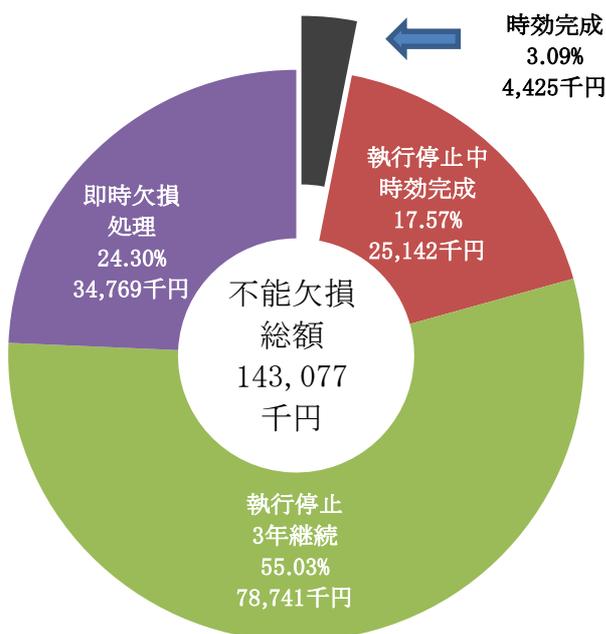
※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和4年度との比較》

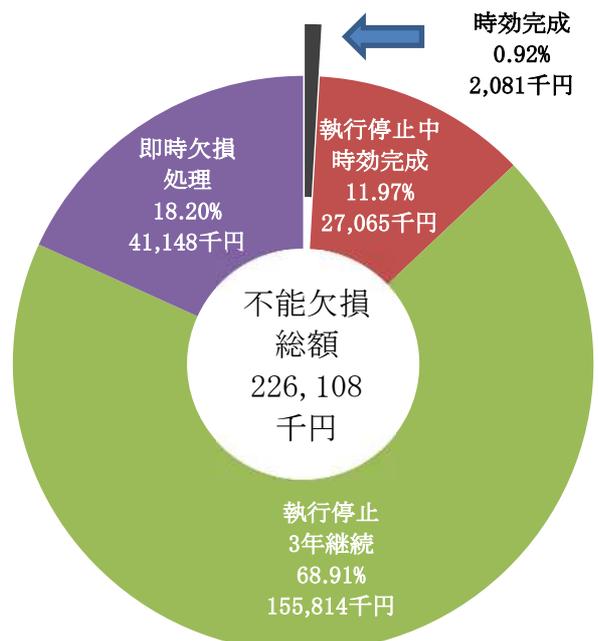
令和5年度の不納欠損額 1.43 億円 (令和4年度比 △0.83 億円)

執行停止3年継続による不納欠損が13.88ポイント減少し、即時不納欠損が6.10ポイント増加した。

令和5年度 不納欠損状況



令和4年度 不納欠損状況



<sup>1</sup> 不納欠損：既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。

### <参考> 令和6年度市税予算の概要

(単位：百万円、%)

		① 令和6年度 当初予算	② 令和5年度 当初予算	③=①-② 増減	③÷② 増減率	令和6年度 構成比
市民税	個人	62,127	64,886	△2,759	△4.25	42.21
	法人	8,950	8,940	10	0.11	6.08
固定資産税		55,320	55,300	20	0.04	37.58
軽自動車税		2,737	2,690	47	1.75	1.86
市たばこ税		4,920	4,780	140	2.93	3.34
事業所税		5,526	5,433	93	1.71	3.75
都市計画税		7,530	7,590	△60	△0.79	5.12
入湯税・鉱産税		90	81	9	11.11	0.06
合 計		147,200	149,700	△2,500	△1.67	100.00

※現年課税分と滞納繰越分の合計

※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

#### 《令和5年度との比較》

#### 市税予算総額 1,472 億円 (令和5年度当初比 △25 億円)

##### 個人市民税

給与所得の増を見込むものの、定額減税などの影響により約 28 億円の減

##### 法人市民税

緩やかな企業収益の増を見込み約 0.1 億円の増

##### 固定資産税

評価替えによる土地評価の上昇、設備投資による償却資産の増と評価替えによる既存家屋の評価下落を見込み約 0.2 億円の増

## II 統計からみた浜松市の税

### 1 過去5年間の決算の特徴

#### (1) 税目別収入額の推移

(単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民税	個人	65,143	65,506	64,208	64,542	66,315
	法人	12,052	7,923	8,101	10,256	9,023
固定資産税		54,470	55,065	52,736	55,092	56,125
軽自動車税		2,242	2,395	2,485	2,644	2,702
市たばこ税		4,532	4,366	4,652	4,923	4,944
事業所税		5,330	5,355	5,434	5,476	5,538
都市計画税		7,452	7,522	7,333	7,550	7,632
その他の税		121	46	52	99	94
合計		151,343	148,178	145,001	150,582	152,373

※現年課税分と滞納繰越分の合計



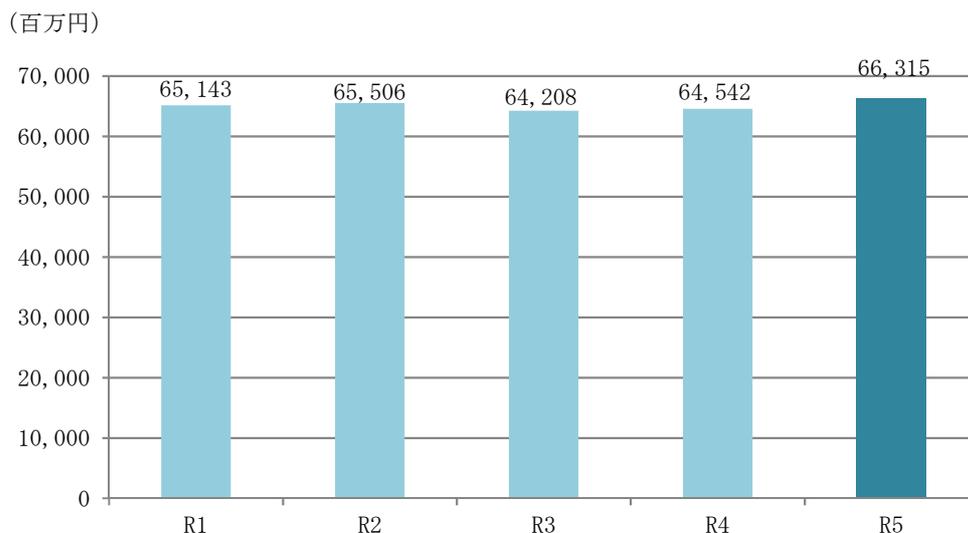
**令和2年度**：給与所得者の増などによる個人市民税の増や家屋の新增築による固定資産税の増があったものの、コロナ禍による経済活動の悪化及び法人税割税率改正等による法人市民税の減が多く影響し、前年度に比べ約32億円の減となった。

**令和3年度**：コロナ禍による給与収入の減に伴う個人市民税の減や評価替え及びコロナ特例による固定資産税の減により、前年度に比べ約32億円の減となった。

**令和4年度**：コロナ禍からの回復基調による個人市民税の増や主に製造業の収益増に伴う法人市民税の増、コロナ特例の終了や家屋の新增築による固定資産税の増により、前年度に比べ約56億円の増となった。

**令和5年度**：給与総額及び給与所得者の増などによる個人市民税の増や、家屋の新增築や償却資産の増などによる固定資産税の増により、前年度に比べ約18億円の増となった。

個人市民税



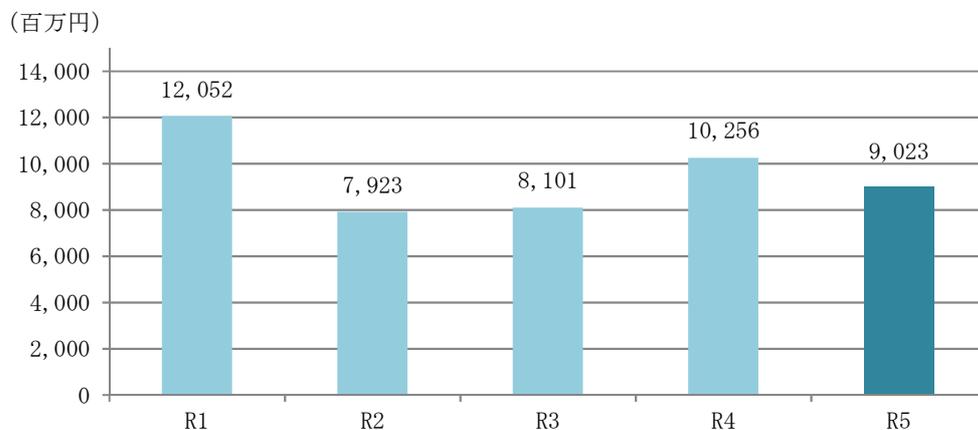
令和2年度：給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約4億円の増となった。

令和3年度：コロナ禍による給与総額の減などにより、前年度に比べ約13億円の減となった。

令和4年度：給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約3億円の増となった。

令和5年度：給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約18億円の増となった。

法人市民税



令和2年度：コロナ禍による経済活動の悪化及び法人税割税率改正（9.7%→6.0%）等の影響により、前年度に比べ約41億円の減となった。

令和3年度：法人税割税率改正の影響による減があったものの、企業収益の緩やかな回復及び令和2年度徴収猶予<sup>2</sup>分の収入等により、前年度に比べ約2億円の増となった。

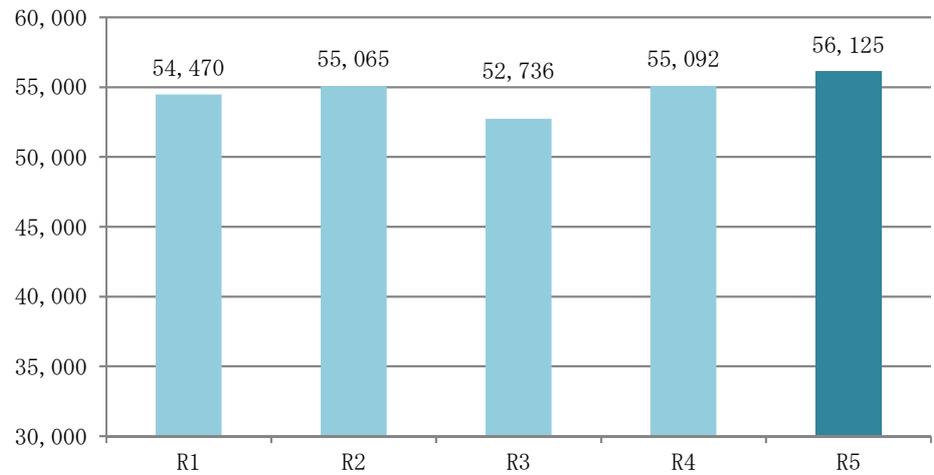
令和4年度：主に製造業の収益増により、前年度に比べ約22億円の増となった。

令和5年度：主に製造業の収益減により、前年度に比べ約12億円の減となった。

<sup>2</sup> 徴収猶予：納税者等が災害や病気等により市税等の徴収金を納付することができないと認められるとき、1年以内の期間を限度にその徴収を猶予する制度。令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の影響で相当な収入の減少がある場合に特例として徴収が猶予された。

固定資産税

(百万円)



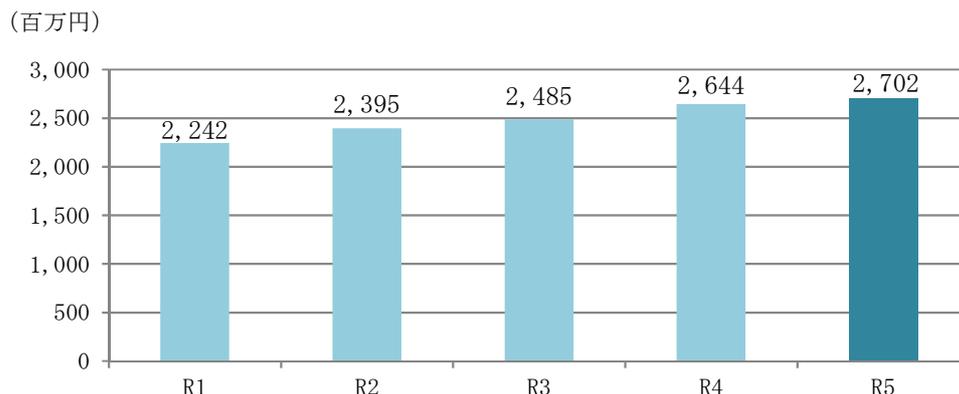
**令和2年度**：家屋の新增築や企業の設備投資による償却資産の増により前年度に比べ約6億円の増となった。

**令和3年度**：評価替えによる既存家屋の減価やコロナ特例による家屋と償却資産の減により前年度に比べ約23億円の減となった。

**令和4年度**：コロナ特例の終了や家屋の新增築及び企業の設備投資による償却資産の増により前年度に比べ約24億円の増となった。

**令和5年度**：農地から宅地などの地目変換による価格の上昇、家屋の新增築分の加算及び企業の設備投資による償却資産の増などにより前年度に比べ約10億円の増となった。

軽自動車税



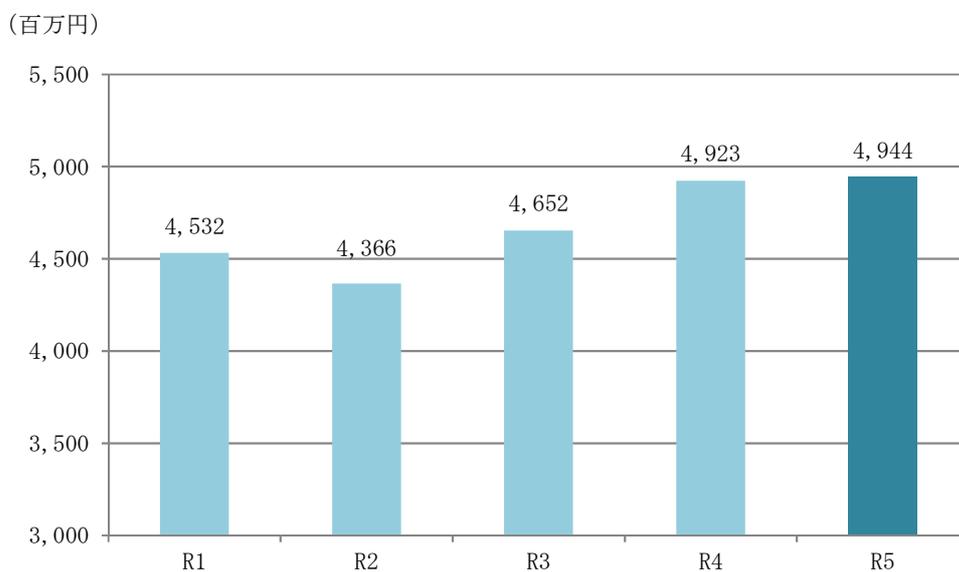
令和2年度：新型コロナウイルスに係る税制上の措置として環境性能割の臨時的軽減期間が延長されたものの、環境性能割適用期間の通年化などにより、前年度に比べ約2億円の増となった。

令和3年度：軽四輪自動車の登録台数の増及び旧税率から新税率への移行などにより、前年度に比べ約0.9億円の増となった。

令和4年度：軽四輪自動車の登録台数の増及び旧税率から新税率への移行などにより、前年度に比べ約2億円増となった。

令和5年度：軽四輪自動車の登録台数の増及び旧税率から新税率への移行などにより、前年度に比べ約0.6億円増となった。

市たばこ税



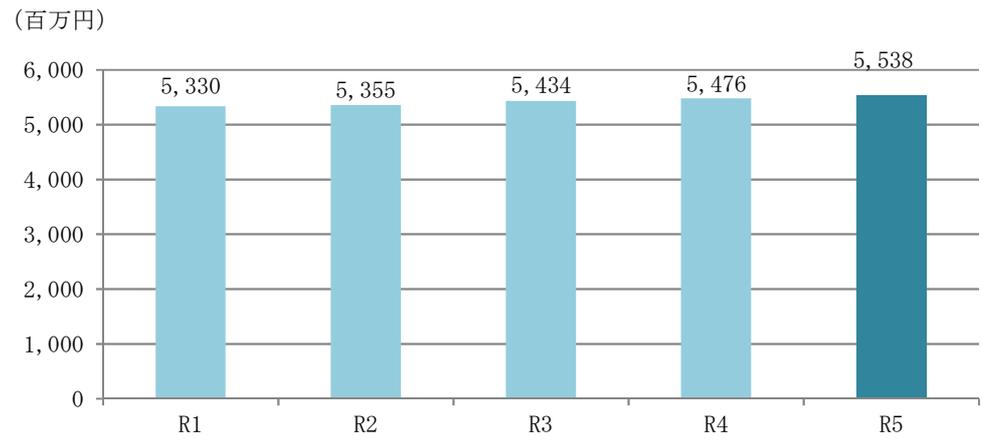
令和2年度：売渡本数は減少し、前年度に比べ約2億円の減となった。

令和3年度：売渡本数は減少したものの税率の引上げにより、前年度に比べ約3億円の増となった。

令和4年度：売渡本数の増加及び前年10月に税率が引き上げられたことにより約3億円の増となった。

令和5年度：売渡本数は増加し、前年度に比べ約0.2億円の増となった。

事業所税



令和2年度：工場の増設及び従業者数の増により、前年度に比べ約0.3億円の増となった。

令和3年度：現年分収入率の回復及び令和2年度徴収猶予分の収入等により、約0.8億円の増となった。

令和4年度：工場の増設及び従業者数の増により、前年度に比べ約0.4億円の増となった。

令和5年度：工場の増設及び従業者数の増により、前年度に比べ約0.6億円の増となった。

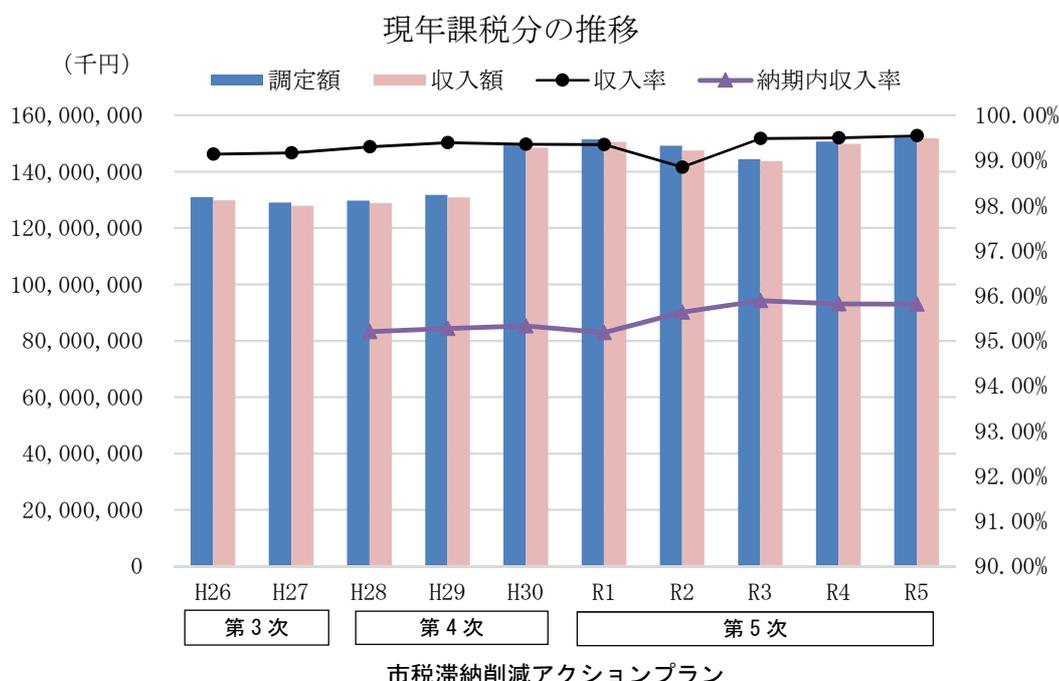
(2) 収入額、収入率の推移

現年課税分

(単位：千円、%)

	調定額	収入額	収入率	納期内収入率
平成 26 年度 (2014 年度)	130,904,421	129,772,034	99.13	
平成 27 年度 (2015 年度)	128,965,729	127,885,679	99.16	
平成 28 年度 (2016 年度)	129,669,693	128,764,701	99.30	95.20
平成 29 年度 (2017 年度)	131,641,665	130,839,269	99.39	95.27
平成 30 年度 (2018 年度)	149,408,123	148,445,324	99.36	95.33
令和元年度 (2019 年度)	151,424,216	150,443,704	99.35	95.18
令和 2 年度 (2020 年度)	149,101,648	147,382,996	98.85	95.63
令和 3 年度 (2021 年度)	144,400,724	143,651,987	99.48	95.89
令和 4 年度 (2022 年度)	150,611,008	149,858,391	99.50	95.82
令和 5 年度 (2023 年度)	152,389,188	151,696,486	99.55	95.81

※納期内収入率は、個人市民税の納期内収入率



市税滞納削減アクションプラン（詳細 P23）の取組による徴収対策や経済情勢の好転、県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲により、収入額は令和元年度まで増加していた。

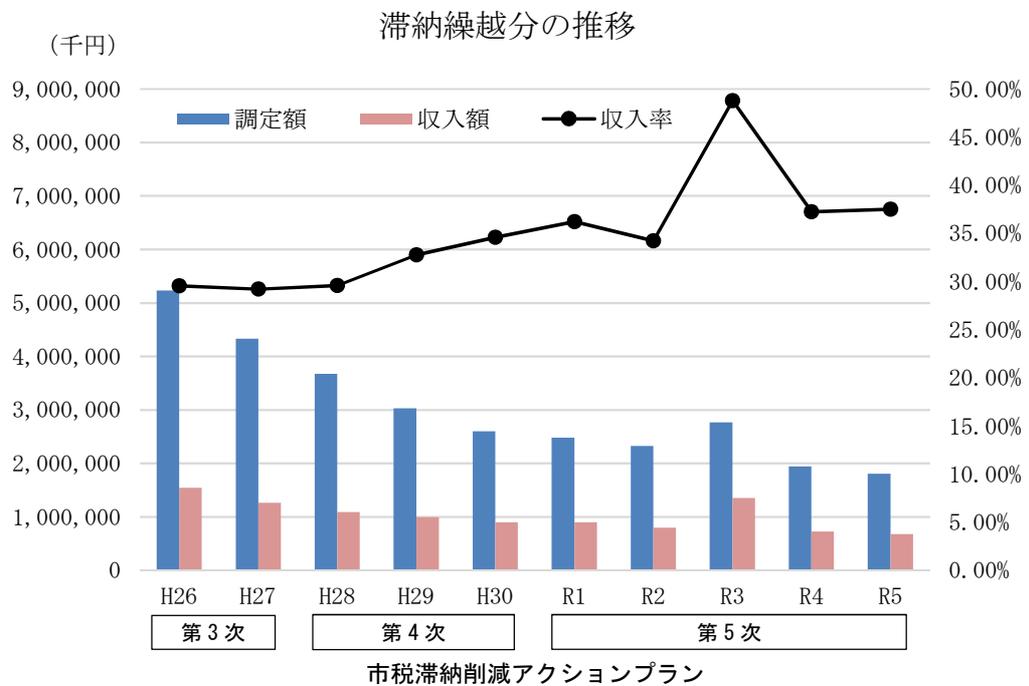
令和 2 年度、令和 3 年度は、コロナ禍による徴収猶予や個人市民税における給与収入の減、固定資産税の特例により減収に転じたが、令和 4 年度には、コロナ禍からの回復基調による個人市民税の増や、主に製造業の収益増に伴う法人市民税の増、コロナ特例終了などによる固定資産税の増により、収入額が前年度に比べ約 62 億円増の 1,499 億円となった。

令和 5 年度は、給与総額及び給与所得者の増や、家屋の新增築や償却資産による固定資産税の増により、前年度に比べ収入額が約 18 億円増の 1,517 億円、収入率も 0.05 ポイント増加の 99.55% となり、ともに過去最高となった。

滞納繰越分

(単位：千円、%)

	調定額	収入額	収入率
平成 26 年度 (2014 年度)	5,228,071	1,545,202	29.56
平成 27 年度 (2015 年度)	4,329,424	1,264,669	29.21
平成 28 年度 (2016 年度)	3,672,001	1,086,861	29.60
平成 29 年度 (2017 年度)	3,026,272	991,765	32.77
平成 30 年度 (2018 年度)	2,596,425	898,423	34.60
令和元年度 (2019 年度)	2,481,944	899,267	36.23
令和 2 年度 (2020 年度)	2,322,270	794,956	34.23
令和 3 年度 (2021 年度)	2,765,504	1,349,170	48.79
令和 4 年度 (2022 年度)	1,943,539	723,695	37.24
令和 5 年度 (2023 年度)	1,804,266	676,854	37.51



早期の徴収対策による新規滞納の抑制や差押え等を中心とした滞納整理等により、累積滞納額（滞納繰越額）は、令和元年度末まで着実に減少していた。令和 2 年度末は、コロナ禍による徴収猶予の影響により、累積滞納額が増加したが、徴収猶予分の着実な収入、現年課税分収入率向上による新規滞納の抑制や、滞納処分による徴収と適正な執行停止により、累積滞納額は令和 5 年度末時点で約 17.4 億円まで減少した。

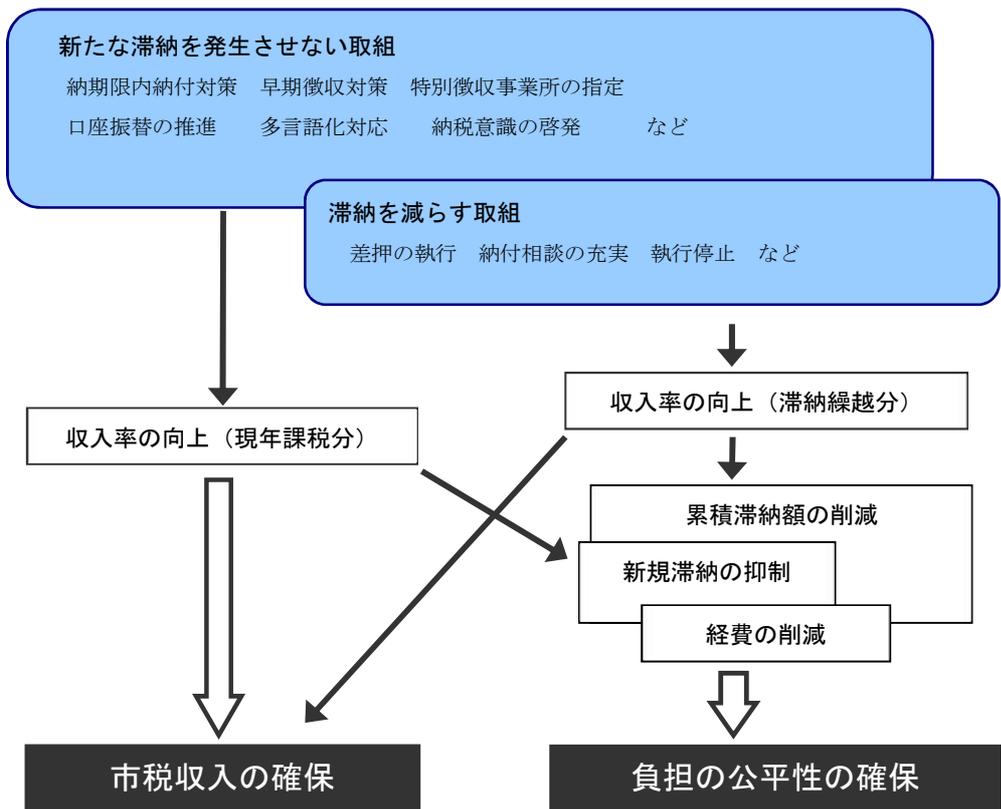
### Ⅲ 持続可能で安定的な税務行政への取組

#### 1 収入率向上への取組

市税の収入率向上・累積滞納額削減は、市税収入の確保や税負担の公平性確保に極めて重要な要素である。

本市では、平成 19 年度（2007 年度）に第 1 次、平成 22 年度（2010 年度）に第 2 次、平成 25 年度（2013 年度）に第 3 次、平成 28 年度（2016 年度）に第 4 次の「市税滞納削減アクションプラン」（アクションプラン）を策定し、市税収入率向上・累積滞納額削減を進めてきた。

令和元年度には、第 5 次アクションプランを策定し、一層の収入率向上・累積滞納額削減に取り組んでいる。



【市税滞納削減アクションプラン】  
浜松市ホームページで公開している。  
手続き・くらし > 税金 > 制度の概要 > 市税滞納削減アクションプランについて

## 2 市税滞納削減アクションプラン

### 第5次市税滞納削減アクションプラン概要（令和元年度～令和6年度）

#### 1 目的

少子化による急速な人口減少と高齢化、第4次産業革命の進展、経済取引のグローバル化など、地域経済社会の大きな変化が見込まれる中において、住民が健康で安心して生活を送るためには、地方自治体が、安定して持続可能な形で行政サービスを提供し続けることが必要である。これを実現するためには、市財政の根幹をなす市税の収入確保に向けた取組が一層重要なものとなっていく。

人口構造の変化に伴う税収構造の変化、税制の複雑化、業務の更なる効率化・高度化の要請、共生社会実現への取組、適正・公平な課税・徴収の実現を通じたSDGsの達成など、直面する諸課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい、持続可能で安定的な税務行政を構築していく必要があることを踏まえ、第5次アクションプランでは、税務行政の将来を見据えた中長期的な視点での取組を進めていく。

#### 2 第5次アクションプランの柱（ありたい姿）

- ・税財源の安定的な確保のため「健全財政の堅持」
- ・税財源の効率的な確保のため「生産性の向上」

#### 3 最終目標と指標

第5次アクションプランでは、令和6年度における最終目標を設定しており、計画期間の各年度で設定する指標は、差異の原因分析や取組の見直し等のために活用する。

##### 《目標値》

・個人市民税の納期内収入率	95.63%（令和6年度）
・累積滞納額	23億円以下（令和6年度）
・現年分収入率	99.52%（令和5年度※）

※現年分収入率は、税制改正に伴う税収構造の変化や景気動向による影響等により大きく変動する可能性が高いため、決算時に次年度の目標値を設定し、PDCAサイクルにより見直す。結果に関しては、毎年「市税のすがた」で評価分析を行い、その後の取組に反映していく。

### 3 令和5年度の取組

#### (1) 税収確保に向けた挑戦

現年（現年課税）分の収納対策と累積滞納額の削減対策を積極的に展開し、税収確保に向けた取組を進めた。

#### 《現年分の収納対策（新たな滞納を発生させない取組）》

##### ●納税者の利便性の更なる向上

##### ➤ eLTAX<sup>3</sup>共通納税対象拡大への対応

令和5年4月から eLTAX を利用した共通納税の対象税目が拡大し、スマートフォンアプリによるキャッシュレス決済など、納税者がより利便性が高い納税方法を選択することが可能となった。

eLTAX チラシの納税通知書への同封や納付書の裏面を活用した周知により納税啓発を行った。



<sup>3</sup>eLTAX：eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。従来、地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方団体に行う必要があったが、地方団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方団体に手続きできるようになった。「総務省 HP：eLTAX の概要より」

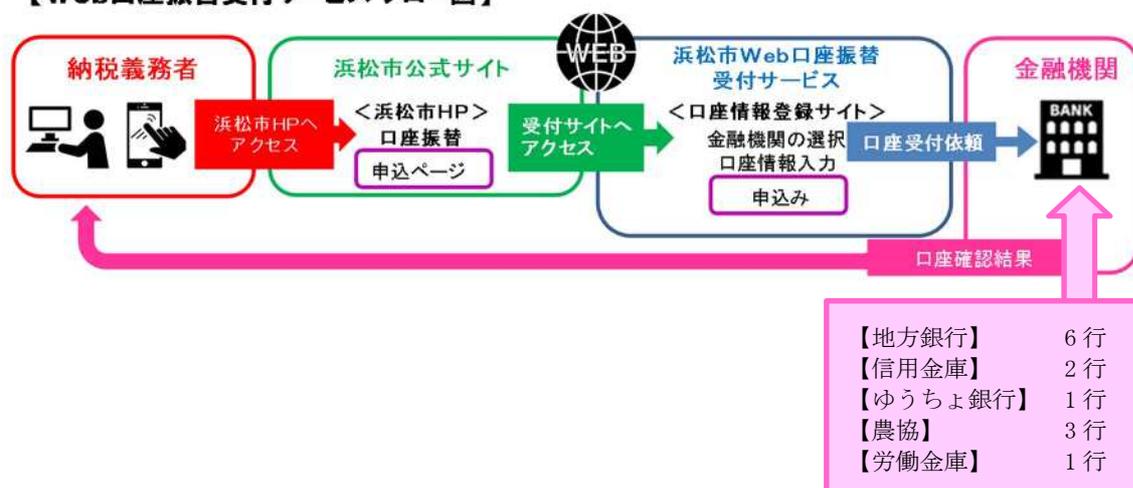
➤ 口座振替の普及促進

- ・ Web 口座振替受付サービスによる振替口座登録手続きの利便性向上
- ・ 納税通知書にあらかじめ申込みに必要な納税者情報を記載した口座振替申込書を同封
- ・ 啓発グッズの配付、本庁舎受付カウンター用椅子広告、庁内モニターによるお知らせ等により口座振替や Web 口座振替受付サービスを周知

Web 口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォン、タブレット端末から Web 上で市税の口座振替・自動払込の申込ができるサービスを実施している。（登録済の金融機関の変更も可能）

【Web口座振替受付サービス フロー図】



➤ 新規特別徴収事業所への架電による制度説明及び納期内納入の勧奨

- ・ 新たに住民税の特別徴収を始める事業所等に対し丁寧な制度説明を実施
- ・ 納付忘れを未然に防止するため、徴収が始まる前月に架電による案内を実施

●早期徴収対策

- 滞納早期から差押え等の法的処分を中心とした滞納整理を推進
- 民間委託による電話、訪問催告の推進
  - ・オペレーターや訪問催告に加え、多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語の5か国語）の自動音声による納付催告
  - ・3者通話による通訳サービスの実施（令和元年6月から）

●税務事務における多言語化など地域の実情に即した納税推進

- 浜松納税意識啓発市民会議との連携による啓発
  - ・税に関するポスターコンテストの開催・掲出

税に関するポスターコンテストの開催・掲出

未来の納税者である若年層に、納税の大切さを考えてもらう機会として、市内の大学生・専門学校生等を対象に「税に関するポスターコンテスト」を開催し、受賞作品を市内各所に掲出した。

最優秀作品



表彰式の様子



優秀作品



(提供：浜松納税意識啓発市民会議)

・納税啓発リーフレットの作成

納税啓発リーフレットの作成

マンガ形式の外国人向け納税啓発リーフレットについて、より多くの方が見られるよう、「やさしい日本語」版を作成した。また、リーフレットを活用した啓発動画を作成し、SNS（YouTube、Instagram）上で配信した。

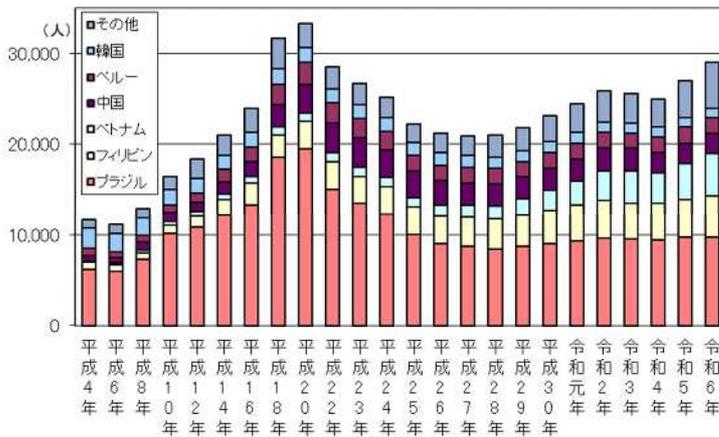


「やさしい日本語」版リーフレット（提供：浜松納税意識啓発市民会議）

▶ 税関係資料の多言語化

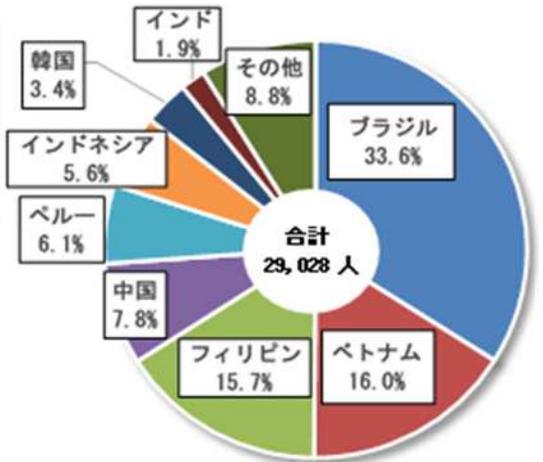
- ・ポルトガル語版「個人住民税のあらまし」の作成及び窓口への配架
- ・外国人転入者向けのウェルカムパックに、英語及びポルトガル語の個人住民税や軽自動車税の説明資料を同封
- ・多言語生活情報サイト「カナルハママツ」にて、6か国語による税金の説明を掲載
- ・納付催告書に催告内容を翻訳したホームページが表示される QR コードを掲載し、外国人の早期の納付相談を促進

<浜松市における在留外国人数の推移>



(各年 4 月 1 日現在)

<国籍・地域別外国人数>



(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(出典)「2024 年度（令和 6 年度）国際課業務概要」

《累積滞納額の削減（滞納を減らす取組）》

●滞納処分優先の整理

- ▶ 差押え等の法的処分を中心とした滞納整理の推進
  - ・ 差押え等法的処分による滞納整理の実施
  - ・ 財産調査、納税相談による納税者の徴収可否判断の効率化
  - ・ 「徴収不能」と判断した案件について、滞納処分の執行停止による累積滞納額の削減
- ▶ 静岡県等と連携した滞納整理の取組
  - ・ 静岡県個人住民税徴収対策本部会議と連携した県下一斉の取組
  - ・ 静岡地方税滞納整理機構との連携による滞納整理の推進

（２）新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦

業務のスマート化をはじめ、新たな時代にふさわしい税務行政の一層の効率化・高度化を進めたほか、高い意識と専門性、企画調整能力などを有する人材の育成に取り組んだ。

《ICTの活用等による課税・徴収の効率化・高度化》

●課税業務の効率化・高度化

- ▶ 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化
  - ・ 特別徴収事業所の利便性向上のため、特別徴収税額の当初及び月例通知を電子送信
- ▶ 課税業務のRPA<sup>4</sup>化
  - ・ 個人市民税課税業務における公的年金情報の入力作業等のRPA化による業務効率化

●徴収業務の効率化・高度化

- ▶ BIツール<sup>5</sup>による効率的・効果的な滞納整理の実施
  - ・ BIツールにより蓄積データを可視化し、徴収担当職員の調査や滞納整理方針決定に費やす業務を効率化、迅速化

---

<sup>4</sup> RPA：Robotic Process Automationの略。ロボットによる業務自動化のことで、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

<sup>5</sup> BIツール：Business Intelligenceツールの略。蓄積された大量の情報を集約分析し、可視化（グラフ化）することで迅速な意思決定を補助するツール。

●市民の利便性の更なる向上

➤ 税務手続きのオンライン化

「浜松市 DX 推進計画」に基づき、電子申請（はままつスマート申請）による税務手続きのオンライン化を推進

令和5年度にオンライン化した主な手続き

- ・ 税務証明書等の交付申請
- ・ 市民税・県民税（収入0、基礎控除のみ）の申告
- ・ 固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧申請

《新時代の税務行政を担う人材の育成と柔軟な組織運営》

●プロジェクトチーム（PT）による調査・研究等

➤ 税務が直面する重要テーマに関する PT による調査・研究

- ・ 税務事務のデジタル化、EBPM<sup>6</sup>手法の活用、効果的な広報、人材育成・税制度等の調査研究、大規模災害対応に関し、それぞれ若手職員を中心とした PT を設置して税務が直面する課題を研究

令和5年度 PT 活動

- ・ 税務業務危機管理マニュアル PT
- ・ 税務職員人材育成計画 PT
- ・ アクションプラン（課題解決）PT
- ・ 職員間のコミュニケーションの充実
- ・ 家屋調査部連絡会

➤ 「税務職員人材育成方針」及び「税務職員人材育成計画」の策定

- ・ 社会環境の変化、人口減少や頻発する災害等に対応するため、税務職員のあるべき姿や到達点を明確化した「税務職員人材育成方針」及び業務ごとの必要なスキルや具体的な育成計画を定めた「税務職員人材育成計画」を策定し、計画的な人材の育成を推進している。

<sup>6</sup> EBPM : Evidence-based Policy Making の略。根拠に基づく政策立案という意味。統計データや各種指標など客観的な根拠を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと。

●災害時対応（家屋調査部）

家屋調査部の役割

大規模地震や集中豪雨等の災害により家屋が倒壊・損壊した場合は、被害状況を調査し、証明書を発行することが、被災者の生活再建の第一歩となる。

税務担当部局では家屋調査部として、迅速に住家の被災状況の調査（被害認定調査）にあたる。

▶災害時における迅速な生活再建支援に向けた取組

災害時における被災者支援を迅速に行うため、過去の被災地支援の派遣経験を活かしつつ、平時からの研修・訓練・マニュアルの整備等を行う。

▶令和5年6月2日豪雨に伴う浸水等被害への対応

令和5年台風第2号に伴う豪雨により発生した浸水等の被害において、66件の被害認定調査を行った。

▶令和6年能登半島地震に係る珠洲市での被災地支援

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地・石川県珠洲市へ延べ72人の職員を派遣し、建物被害認定調査を行った。

石川県珠洲市での建物被害認定調査

浜松市では、珠洲市全体の第1次調査済件数16,200棟のうち4,056棟、2次調査申請件数3,170棟のうち80棟の調査を行った<sup>7</sup>。



<sup>7</sup> 調査件数は、令和6年7月2日現在、珠洲市からの聞き取りによる件数

## 4 令和5年度の実績

### (1) 個人市民税納期内収入率

(単位：%)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
						<b>目標</b>	
指標	-	95.38	95.43	95.48	95.53	<b>95.58</b>	95.63
実績	95.33	95.18	95.63	95.89	95.82	<b>95.81</b>	
比較	-	△0.20pt	0.20pt	0.41pt	0.29pt	<b>0.23pt</b>	

個人市民税の納期内収入率は95.81%（対前年度比△0.01pt）であったが、地方税共通納税システムの対象拡大への対応により納税の利便性が向上し、目標値を0.23pt上回った。

### (2) 累積滞納額

(単位：億円)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
						<b>目標</b>	
指標	-	24.5	24.2	23.9	23.6	<b>23.3</b>	23.0
実績	24.8	23.3	30.3	19.5	18.0	<b>17.4</b>	
比較	-	△1.2	6.1	△4.4	△5.6	<b>△5.9</b>	

年度末の累積滞納額は17.4億円（対前年度比△0.6億円）となった。現年課税分収入率向上による新規滞納の抑制、滞納処分による徴収と適正な執行停止により、目標額を5.9億円上回った。

### (3) 現年分収入率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
目標	99.50	<b>99.52</b>
実績	99.50	<b>99.55</b>
比較	0.00pt	<b>0.03pt</b>

納付の利便性向上等により、目標値を上回り99.55%（対前年度比+0.05pt）を達成。物価高騰など、景気動向・市民生活はいまだに不透明ではあるものの、令和6年度の目標値を99.56%とし、第5次アクションプランに基づく取組を継続する。

**IV 国・県との関わり**

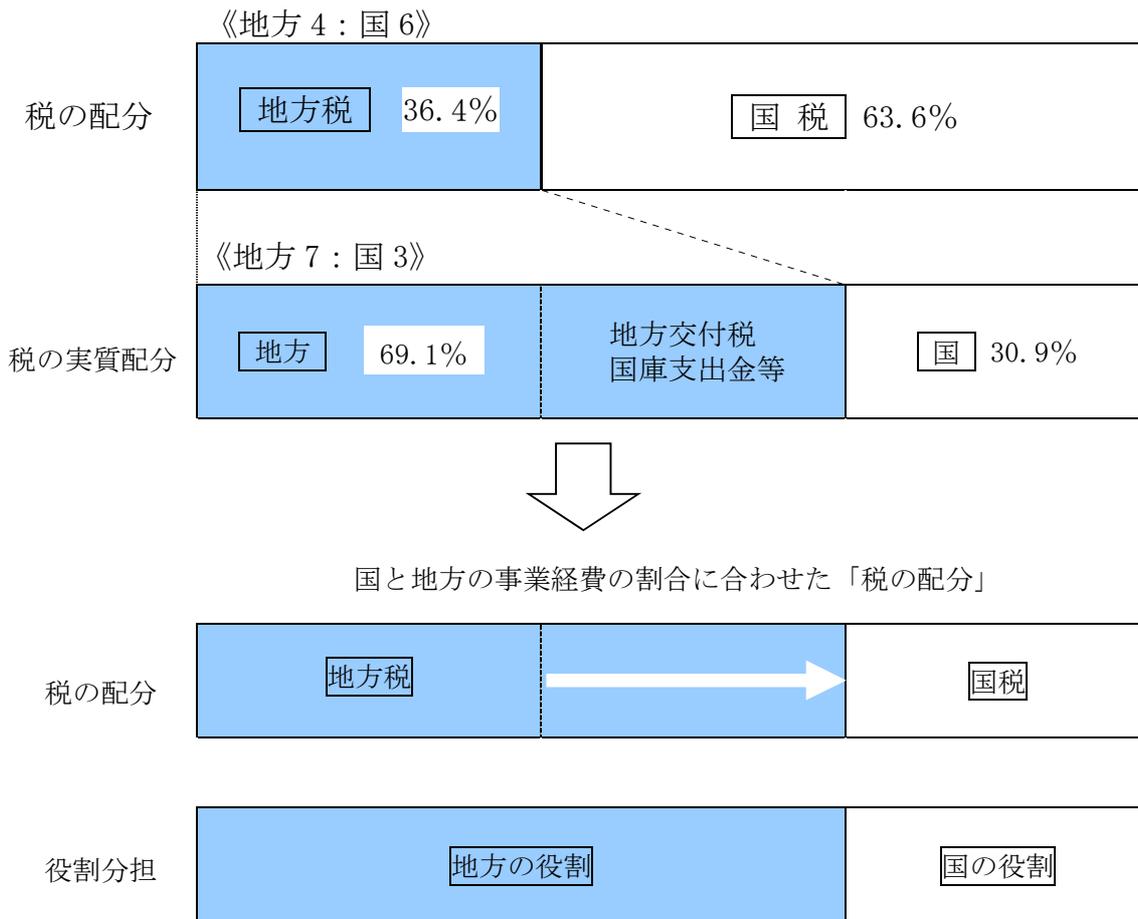
**1 国と地方の税体系**

令和6年度の地方と国の税配分は、地方42兆7,409億円、国74兆7,879億円で、地方4：国6の割合である。

一方、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などによる再配分の結果、地方81兆2,289億円、国36兆2,999億円で、地方7：国3となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会の実現のためには、国と地方の事業の実質的な「税の配分」となるように、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国と地方における税の配分状況（令和6年度）



(出典) 指定都市市長会「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和6年度）」

## 2 市域内税収について

市域内税収とは、市域内の住民や企業が負担する全ての税金のことであり、令和4年度決算では、国・県・市あわせて本市における市域内税収は約5,841億円となっている。内訳は、国税が約3,171億円（54.29%）、県税が約1,164億円（19.93%）、市税が約1,506億円（25.78%）と、国税が占める割合が大きい。

本市の市域内税収（令和4年度決算）

区分	税目	市域内税収額	市への配分額	市への配分割合
国 税	所得税	1,045億円	1,410億円	44.5%
	法人税	697億円		
	相続税	144億円		
	消費税	924億円		
	その他の税	361億円		
	小計	3,171億円		
県 税	個人県民税	192億円	827億円	71.0%
	法人県民税	29億円		
	事業税	472億円		
	地方消費税	223億円		
	自動車税	134億円		
	その他の税	114億円		
	小計	1,164億円		
市 税	個人市民税	645億円	1,506億円	100.0%
	法人市民税	103億円		
	固定資産税	551億円		
	軽自動車税	26億円		
	その他の税	181億円		
	小計	1,506億円		
合 計		5,841億円	3,743億円	64.1%

※国税・県税は推計値

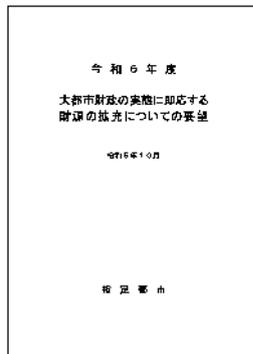
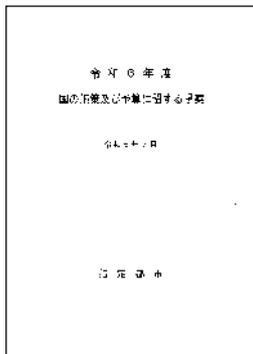
※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

### 3 国に対する要望活動

社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実向上、生活環境の整備等の財政需要が増加の一途をたどるなか、地方自治体は、福祉・医療・教育の充実、激甚化する自然災害への対策等を講じていくため税財源の安定的確保が不可欠である。

本市では、各指定都市、全国市長会、東海地域の各自治体等と連携を図り、真の分権型社会の実現に向け、国に対し、国・地方間の税源配分の是正や都市税源の拡充強化等の税制度の改正が行われるよう要望している。

指定都市（指定都市市長会・指定都市議長会）



指定都市市長会



要望項目

- ・真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- ・大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- ・所得課税の充実
- ・固定資産税の安定的確保 など

全国市長会



東海都市税務協議会

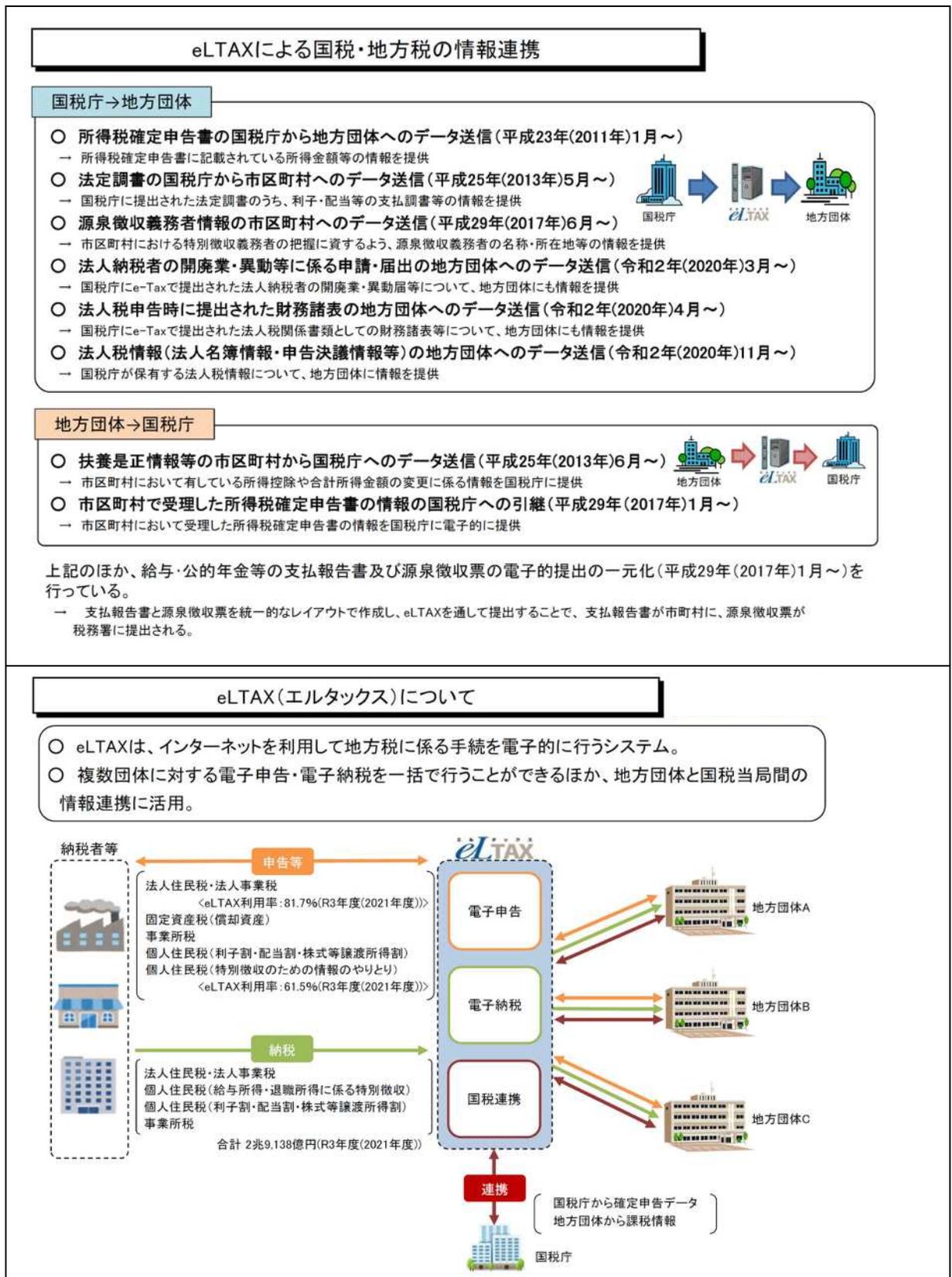


要望項目

- ・真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築
- ・自動車関係諸税のあり方の検討に当たっての地方財政への配慮
- ・都市税財源の充実強化 など

## 4 国との連携（主な取組）

## (1) eLTAXによる国税・地方税の情報連携

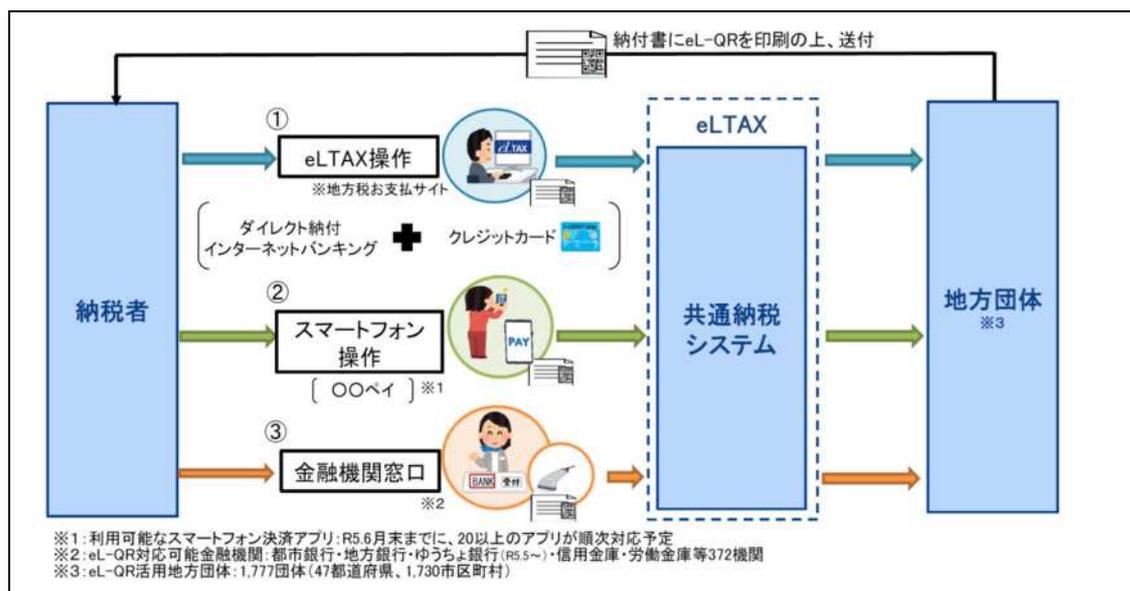


(出典)「令和4年度 地方税における電子化の推進に関する検討会」

## (2) 地方税共通納税システムの対象税目等の拡大

令和5年4月より、eLTAXを利用した電子納税の対象税目が拡大され、全国の自治体で電子納税の方法が統一された。これにより納付書に地方税統一QRコード（以下「eL-QR」）の印字を行うことで、①eLTAX 地方税お支払サイトでの納付、②地方税共同機構が指定するスマートフォン決済アプリによる納付の他、③全国の eL-QR 対応金融機関での納付が可能となった。

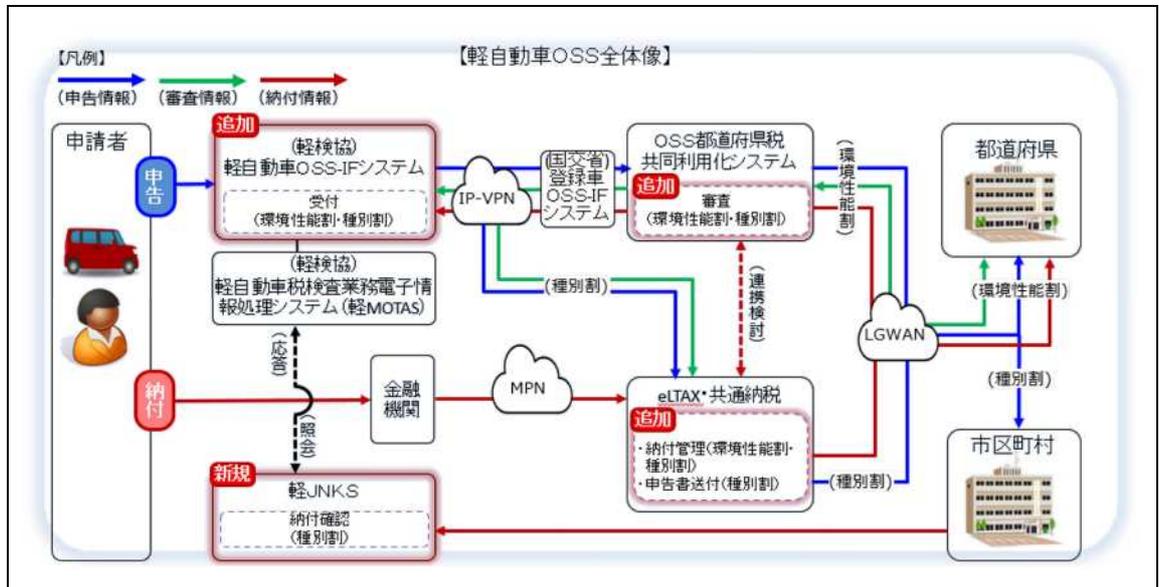
また、令和5年10月より市たばこ税や入湯税等の税目も拡充された。



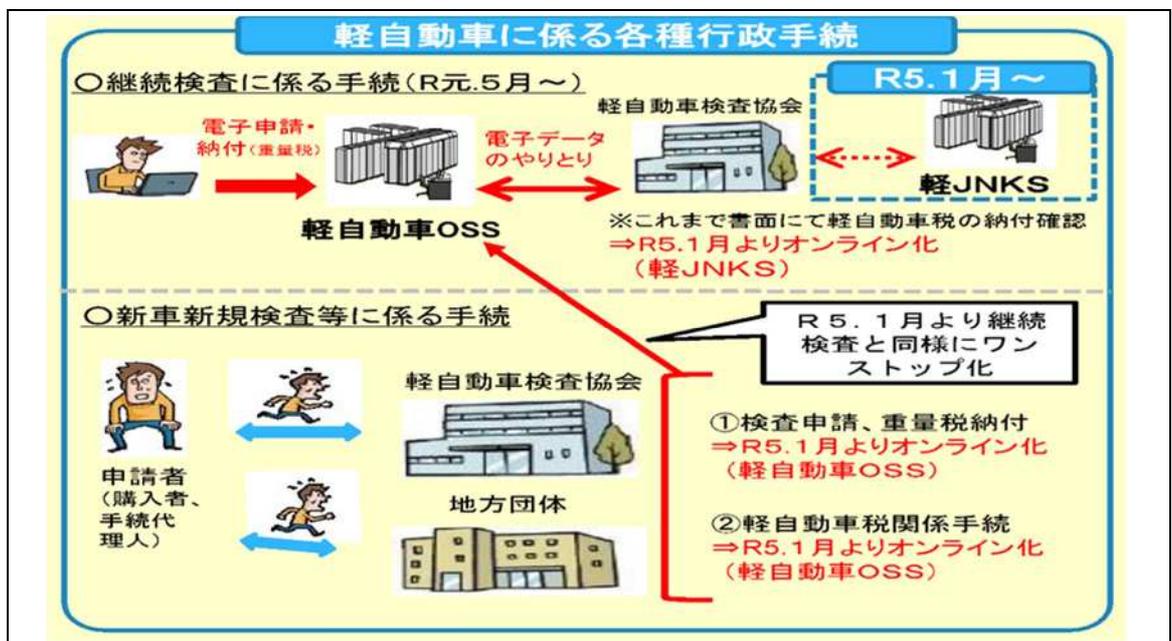
(出典)「令和4年度 地方税における電子化の推進に関する検討会」

(3) 軽自動車税関係手続のワンストップサービス

令和5年1月以降、軽自動車を保有するために必要な各種手続（申請・申告・納付）をオンラインで一括して行うことができる軽自動車税関係手続のワンストップサービス（軽自動車税 OSS）が開始された<sup>8</sup>。



(出典)「地方税共同機構 全国説明会資料（車体課税関係）」



(出典)「地方税共同機構の概要」

<sup>8</sup> 都道府県が賦課徴収する普通自動車については平成17年（2005年）12月からサービス開始

(4) 租税教室

西遠・北遠地区租税教育推進協議会の会員として、市内小学校における租税教室を実施（本市としては19回（42コマ）開催（令和5年度実績））



(5) 税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」に合わせ、国や県等と連携した広報の実施

- 地方税共同機構が作成した「税を考える週間」ポスターの掲出
- 市役所本庁舎1階ロビーにて「税に関する作品展」の展示（静岡県と共同実施）



（提供：地方税共同機構）

## 5 県との連携（主な取組）

### （1）静岡地方税滞納整理機構

#### ・趣旨

静岡県と県内全 35 市町を構成団体とし、徴収が難しい税滞納案件を共同で専門的に処理する広域連合として、平成 20 年度（2008 年度）に設立（浜松市から職員 2 名を派遣）

#### ・事業内容

滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案の滞納処分及び相談事務  
 税務研修事業・・・構成団体職員への徴収研修や課税研修の開催  
 申告書の受付等・・・軽自動車税申告書の受付、審査、保管等

#### ・徴収実績

（単位：千円）

	① 令和 5 年度 R5. 6. 1～R6. 5. 31	② 令和 4 年度 R4. 6. 1～R5. 5. 31	①－② 増減
移管金額(A)	114,393	135,271	△20,878
徴収金額(B)	56,839	65,360	△8,521
収入率(B)÷(A)	49.69%	48.32%	1.37%

#### ・移管の効果

（単位：千円）

機構徴収額(A)	56,839	100 件（うち完納 30 件）
経費(B) （機構への負担金支出）	19,379	基本負担額（ 100） 処理件数割額（ 11,000） 徴収実績割額（ 8,279）
返還額(C)	0	負担金に対する執行残
効果額(A)－(B)＋(C)	37,460	—

### （2）静岡県個人住民税徴収対策本部会議

#### ・内容

「地域社会の会費」といわれる個人市民税・県民税の収入率向上と滞納額の削減を図り、地域の課題に応じた徴収対策を実施するため平成 30 年度（2018 年度）から、県内財務事務所単位で地区部会を設置し取組を進めている。

静岡県浜松市中央区元目町 120 番地の 1

浜松市 財務部 税務総務課

TEL :053-457-2141

FAX :050-3385-8458

E-mail:zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP :<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月：令和 6 年 9 月